

食安発0201第5号
平成25年2月1日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令並びに食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）並びに食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第14号）が本日公布され、これによりと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、と畜場における牛海綿状脳症（BSE）検査費用の補助（21か月齢以上）については、改正省令が施行される本年4月の段階では継続するが、今後予定されているBSE検査の対象月齢の引上げに係る食品安全委員会の2次答申の際に見直すこととしているので、御了知ありたい。

記

第1 改正の概要

BSE症対策を開始して10年以上が経過し、国内外のリスクが大きく低下してきた。こうした状況を踏まえ、食品安全委員会の評価に基づき、と畜場

における牛の特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髓及び回腸遠位部）の取扱い及びBSE検査の対象月齢並びに牛の脊柱の取扱いについて改正するものである。

第2 改正の内容

1 と畜場法施行規則関係

- (1) 別表第一に掲げる部分から、月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。以下同じ。）の頭部（扁桃を除く。）及び脊髓を除外したこと。（第3条、第7条関係）
- (2) BSE検査の対象となる牛等の分別管理についての規定を追加したこと。（第3条第1項第10号関係）
- (3) 月齢が30月以下の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）及び脊髓並びにこれらを含むものを食用に供する場合の区分や汚染防止の規定を追加したこと。（第3条第1項第11号、第7条第1項第5号へ及び第7条第1項第15号関係）
- (4) 別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分についても、焼却することとしたこと。（第3条第1項第18号イ関係）
- (5) 別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分による枝肉等の汚染を防止することとしたこと。（第7条第1項第17号関係）
- (6) と畜検査の検査申請書に、月齢、出生の年月日及び個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定するものをいう。）を記載することとしたこと。（第15条第1項第3号関係）

2 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則関係

- (1) BSE検査の対象となる月齢を、30月（出生の年月日から起算して30月を経過した日を除く。）としたこと。（第1条関係）
- (2) 特定部位から、月齢が30月以下の牛の頭部（扁桃を除く。）及び脊髓を除外したこと。（第2条関係）

3 食品、添加物等の規格基準関係

食品を製造、加工又は調理する場合は、BSEの発生国又は発生地域において飼養された牛（以下「特定牛」という。）の脊柱を原材料として使用してはならないとしていたが、以下のような改正を行ったこと。

- (1) 特定牛の定義から、食品健康影響評価を踏まえ、食肉の加工に係る

安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された月齢が30月以下の牛を除いたこと。

- (2) 除去しなければならない脊柱の定義から、頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜を除いたこと。
- (3) 脊柱の定義に背根神経節が含まれることを改めて明示したこと。

第3 施行及び適用期日

- 1 と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則関係
平成25年4月1日から施行されるものであること。
- 2 食品、添加物等の規格基準関係
公布日から適用されるものであること。

第4 運用上の注意

- 1 と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則関係
 - (1) と畜場における分別管理等については、別途通知するガイドラインによること。
 - (2) 分別管理の実施主体となると畜場の設置者、管理者及びと畜業者並びにこれに協力する荷受業者、内臓業者、仲卸し業者等関係者に対し、改正内容及び今後必要となる分別管理について、周知徹底を行うこと。
- 2 食品、添加物等の規格基準関係
 - (1) 牛海綿状脳症の発生国又は発生地域に該当する国又は地域は、国又は地域内におけるBSEの発生を国際獣疫事務局（OIE）へ報告した国又は地域であること。
(参考 本年2月1日時点では以下のとおり)
アイルランド、アメリカ合衆国、イスラエル国、イタリア共和国、英國、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、イスラエル国、スウェーデン王国、スペイン、スロバキア共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、日本、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
 - (2) 食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を

踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域は我が国のほか以下のとおりであり、今後、変更が生じた場合は、別途示すこととすること。

アメリカ合衆国、オランダ王国、カナダ、フランス共和国

- (3) 本改正により食品、添加物の規格基準における特定牛及び脊柱の定義が変更されることから、食品、添加物等の規格基準 第2 添加物の部 E 製造基準 4 及び第3 器具及び容器包装の部 F 器具及び容器包装の製造基準 4 に規定されている内容についても同様の取扱いとなること。
- (4) 食用に供する脊柱の分別管理等については、別途通知するガイドラインによること。
- (5) 分別管理の実施主体となる食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業等関係者に対し、改正内容及び今後必要となる分別管理について、周知徹底を行うこと。

第5 その他

関係通知を以下のとおり改正する。

- (1) 「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成13年2月15日付け食発第41号）
第3を削除する。
- (2) 「と畜場法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成13年10月17日付け食発第308号）
第2の1及び別紙を削除し、第2の2を第2とする。

○ と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）（抄）（第一条関係）
 （平成二十五年四月一日施行）
 （傍線の部分は改正部分）

	改 正	後	現	行
（と畜場の衛生管理）				
第三条 法第六条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。				
一・七（略）				
八 冷蔵設備を設置している場合は、枝肉（獣畜をとさつした後、頭部、前後肢及び尾を切断し、第七条第六号、第七号及び第八号の処理を行つた物をいう。以下同じ。）又は食用に供する内臓が摂氏十度以下となるよう当該設備の維持管理を適切に行うこと。この場合において、冷蔵設備内の温度の測定は、作業開始前に一回、及び作業時間内に一回以上行い、測定した日時、温度、測定者その他必要な記録を測定の日から一年間保存する」と。				
九 法第十四条第二項の検査で保留された枝肉は、その他の枝肉と区別して衛生的に管理すること。				
十 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める月齢以上の牛（そのとたい（獣畜をとさつした物であつて、枝肉以外のものをいふ。以下同じ。）頭部、枝肉及び内臓を含む。以下この号において同じ。）及びこれに該当しないことが確認できない牛については、法第十四条第二項の規定による伝達性海綿状脳症に係る検査が終了するまでの間、その他の牛と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。				
十一 月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月				
（新設）				
九 法第十四条第二項の検査で保留された枝肉は、その他の枝肉と区別して衛生的に管理すること。				

を経過した日までのものをいう。以下同じ。)の頭部(舌及び頬肉を除く。以下この条において同じ。)及び脊髄並びにこれらを含むもの(以下「頭部等」という。)を食用に供する場合には、当該牛の頭部等については、とさげ、解体及び保管の各段階で、その他の牛(月齢が三十月を超える牛(出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。以下同じ。)及び月齢が二十月以下であることが確認できない牛をいう。以下同じ。)の頭部等と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。

十二、十六(略)

十七、機械器具の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ(略)

ロ 獣畜のとさつ又は解体に使用するナイフ、動力付はく皮ナイフ、のこぎり、結さつ器その他のとたい又は枝肉に直接接触する機械器具の消毒は、摂氏八十三度以上の温湯を使用すること。

ハ、ホ(略)

十八、不可食部分等の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 不可食部分(別表第一に掲げる部分を除く。)、第十六条第三号の規定により廃棄された物、同条第四号の規定により廃棄された物、別表第一に掲げる部分(牛については、別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分を含む。以下同じ。)及びその他の廃棄物は、その種別を表示した専用容器に収納し、処理室外に搬出し、

器に収納し、処理室外に搬出し、及び焼却炉で焼却すること等により衛生上支障のないように処理すること。この場合において、同条第四号の規定により廃棄された物及び別表第一に掲げる部分の処理については、処理を行った日、処理の方法、処理を行った者その他必要な記録を処理の日から一年間

十一、十四(略)

十五、機械器具の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ(略)

ロ 獣畜のとさつ又は解体に使用するナイフ、動力付はく皮ナイフ、のこぎり、結さつ器その他のとたい(獣畜をとさつしたものであつて、枝肉以外のものをいう。以下同じ。)又は枝肉に直接接触する機械器具の消毒は、摂氏八十三度以上の温湯を使用すること。

ハ、ホ(略)

十六、不可食部分等の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 不可食部分(別表第一に掲げる部分を除く。)、第十六条第三号の規定により廃棄された物、同条第四号の規定により廃棄された物、別表第一に掲げる部分及びその他の廃棄物は、

その種別を表示した専用容器に収納し、処理室外に搬出し、及び焼却炉で焼却すること等により衛生上支障のないように処理すること。この場合において、同条第四号の規定により廃棄された物及び別表第一に掲げる部分の処理については、処理を行った日、処理の方法、処理を行った者その他必要な記録を処理の日から一年間保存すること。

保存する」と。

十九～二十四 (略)

2 衛生管理責任者は、前項第一～十四号口の確認の結果をと畜場の設置者又は管理者に対し報告すること。ただし、法第七条第一項の規定によりと畜場の管理者又は設置者が衛生管理責任者となつている場合は、この限りでない。
3 別表第一に掲げる部分についての第一項第十八号イの適用については、同号イ中「焼却炉で焼却する」と等とあるのは、「牛海綿状脳症対策特別措置法第七条第二項ただし書に該当する場合を除き、焼却炉で焼却すること」とする。

(と畜業者等の講すべき衛生措置)

第七条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 牛、めん羊及び山羊のとせりに当たつては、ピッキング(ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及び脊髄を破壊すること)を行わないこと。

四 (略)

五 頭部の処理を行う場合においては、次に掲げるところにより行うこと。

イ・ホ (略)

ヘ 月齢が三十月以下の牛の頭部(舌及び頬肉を除く。以下この条において同じ。)を食用に供するものとして処理を行う場合には、その他の牛の頭部による汚染を防ぐよう区分して処理すること。

六～十三 (略)

十四 法第十四条第二項の検査で保留された枝肉は、ほかの枝肉

十七～二十一 (略)

2 衛生管理責任者は、前項第一～十一号口の確認の結果をと畜場の設置者又は管理者に対し報告すること。ただし、法第七条第一項の規定によりと畜場の管理者又は設置者が衛生管理責任者となつている場合は、この限りでない。
3 別表第一に掲げる部分についての第一項第十六号イの適用については、同号イ中「焼却炉で焼却する」と等とあるのは、「牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第七条第二項ただし書に該当する場合を除き、焼却炉で焼却すること」とする。

(と畜業者等の講すべき衛生措置)

第七条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 牛、めん羊及び山羊のとせりに当たつては、ピッキング(ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及びせき髄を破壊すること)を行わないこと。

四 (略)

五 頭部の処理を行う場合においては、次に掲げるところにより行うこと。

イ・ホ (略)

ヘ 月齢が三十月以下の牛の頭部(舌及び頬肉を除く。以下この条において同じ。)を食用に供するものとして処理を行う場合には、その他の牛の頭部による汚染を防ぐよう区分して処理すること。

六～十三 (略)

十四 法第十四条第二項の検査で保留された枝肉は、ほかの枝肉

と区別して保管すること。

十五 月齢が三十月以下の牛の頭部等を食用に供する場合には、

当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、
その他の牛の頭部等と工程、表示等により区分して保管すること。

十六 (略)

十七 別表第一に掲げる部分は、当該部分による枝肉及び食用に
供する内臓の汚染を防ぐよう処理すること。

2・3 (略)

(自家用とさつの届出)

第十条 法第十三条第一項第一号の規定による届出は、次の事項に
ついて行わなければならない。

一・三 (略)

四 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年齢(不明のときは、
推定年齢)、特徴及び重量

五・六 (略)

(検査申請書の記載事項)

第十五条 令第七条の規定により申請書に記載すべき事項は、次の
とおりとする。

一・二 (略)

三 検査を受けようとする獣畜(牛を除く。)の種類、性別、品種、
年齢(不明のときは、推定年齢)、特徴及び産地並びに牛にあつ
ては、性別、品種、月齢、出生の年月日、特徴、産地及び個体
識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する
特別措置法(平成十五年法律第七十二号)第二条第一項に規定
するものをいう。)

四・六 (略)

2 令第七条の申請書が、法第十二条第一項第三号の規定によりと

と区別して保管すること。

(新設)

十五 (略)

十六 別表第一に掲げる部分は、当該部分による枝肉及び食用に
供する内臓の汚染を防ぐよう処理すること。

2・3 (略)

(自家用とさつの届出)

第十条 法第十三条第一項第一号の規定による届出は、次の事項に
ついて行わなければならない。

一・三 (略)

四 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年令(不明のときは、
推定年令)、特徴及び重量

五・六 (略)

(検査申請書の記載事項)

第十五条 令第七条の規定により申請書に記載すべき事項は、次の
とおりとする。

一・二 (略)

三 検査を受けようとする獣畜の種類、性別、品種、年令(不明
のときは、推定年令)、特徴及び産地

四・六 (略)

四・六 (略)

さつした獸畜を解体しようとする場合における法第十四条第二項及び第三項の規定による検査に係るものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検査書を当該申請書に添えなければならない。

一・二（略）

三・獸畜（牛を除く。）の種類、性別、年齢（不明のときは、推定年齢）及び特徴並びに牛にあつては、性別、月齢、出生の年月日及び特徴

四・五（略）

別表第一（第三条、第七条関係）

牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から一メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髓並びにめん羊及び山羊の扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）並びにめん羊及び山羊（月齢が満十二月以上のものに限る。）の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、脊髓及び胎盤

2

令第七条の申請書が、法第十三条第一項第三号の規定によりとさつした獸畜を解体しようとする場合における法第十四条第二項及び第三項の規定による検査に係るものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検査書を当該申請書に添えなければならない。

一・二（略）

三・獸畜の種類、性別、年令（不明のときは、推定年令）及び特徴

四・五（略）

別表第一（第三条、第七条関係）

牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき臍及び回腸（盲腸との接続部分から一メートルまでの部分に限る。）並びにめん羊及び山羊の扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）並びにめん羊及び山羊（月齢が満十二月以上のものに限る。）の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、せき臍及び胎盤

○

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢） 第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、三十月（ただし、出生の年月日から起算して三十月を経過した日を除く。）とする。</p> <p>（牛の特定部位）</p> <p>第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から一メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髓とする。</p>	<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢） 第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、二十一月とする。</p> <p>（牛の特定部位）</p> <p>第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から一メートルまでの部分に限る。）とする。</p>

参考 2

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 新旧対照条文
(昭和34年厚生省告示第370号)

(傍線部分は改正部分)

第 1 食品 (略)	改 正	後	現 行
第 1 食品 (略)	第 1 食品 (略)	第 1 食品 (略)	第 1 食品 (略)
B 食品一般の製造、加工及び調理基準 1～7 (略)	B 食品一般の製造、加工及び調理基準 1～7 (略)	B 食品一般の製造、加工及び調理基準 1～7 (略)	B 食品一般の製造、加工及び調理基準 1～7 (略)
8 牛海綿状脳症(牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。)の発生国又は発生地城において飼養された牛(食品安全基本法(平成15年法律第48号)第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された、月齢が30月以下の牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。)を除く。以下「特定牛」という。)の肉を直接一般消費者に販売する場合は、 <u>脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨棘及び尾椎を除く。</u> 以下同じ。)を除去しなければならない。この場合において、 <u>脊柱</u> の除去は、 <u>背根神経節</u> による牛の肉及び食用に供する内臓並びに当該除去を行う場所の周辺にある食肉の汚染を防止できる方法で行われなければならない。 食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、 <u>特定牛のせき柱</u> を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の <u>せき柱</u> に由来する油脂を、高温かつ高压の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合については、この限りでない。	8 牛海綿状脳症(牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。)の発生国又は発生地城において飼養された牛(以下「特定牛」という。)の肉を直接一般消費者に販売する場合は、 <u>せき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。</u> 以下同じ。)を除去しなければならない。この場合において、 <u>せき柱</u> の除去は、 <u>背根神経節</u> による牛の肉及び食用に供する内臓並びに当該除去を行う場所の周辺にある食肉の汚染を防止できる方法で行われなければならない。 食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、 <u>特定牛のせき柱</u> を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の <u>せき柱</u> に由来する油脂を、高温かつ高压の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合については、この限りでない。	8 牛海綿状脳症(牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。)の発生国又は発生地城において飼養された牛(以下「特定牛」という。)の肉を直接一般消費者に販売する場合は、 <u>せき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。</u> 以下同じ。)を除去しなければならない。この場合において、 <u>せき柱</u> の除去は、 <u>背根神経節</u> による牛の肉及び食用に供する内臓並びに当該除去を行う場所の周辺にある食肉の汚染を防止できる方法で行われなければならない。 食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、 <u>特定牛の脊柱</u> を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の <u>脊柱</u> に由来する油脂を、高温かつ高压の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合については、この限りでない。	8 牛海綿状脳症(牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。)の発生国又は発生地城において飼養された牛(以下「特定牛」という。)の肉を直接一般消費者に販売する場合は、 <u>せき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。</u> 以下同じ。)を除去しなければならない。この場合において、 <u>せき柱</u> の除去は、 <u>背根神経節</u> による牛の肉及び食用に供する内臓並びに当該除去を行う場所の周辺にある食肉の汚染を防止できる方法で行われなければならない。

(略)	第2 添加物	(略)	
(略)	E 製造基準	(略)	
添加物一般	添加物一般	(略)	
1. ~3. (略)	4. 添加物を製造し、又は加工する場合は、特定牛の <u>脊柱</u> を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の <u>脊柱</u> に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合については、この限りでない。	1. ~3. (略)	4. 添加物を製造し、又は加工する場合は、特定牛の <u>せき柱</u> を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の <u>せき柱</u> に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合については、この限りでない。
(略)	(略)	(略)	(略)
第3 器具及び容器包装	F 器具及び容器包装の製造基準	1 ~ 3 (略)	4 器具又は容器包装を製造する場合は、特定牛の <u>せき柱</u> を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の <u>せき柱</u> に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合については、この限りでない。
(略)	(略)	(略)	(略)



編集・印刷 独立行政法人 国立印刷局

四 次

〔政令〕

- 内閣府本府組織令の一部を改正する件 (同二四)
- 野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件 (農林水産四二三)
- 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針の一部を改正する件 (同四二四)
- 特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件 (特許庁五)
- 国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件 (同六)
- 都市計画に関する件 (国土交通八四、八五)
- 信号符号を点附した件 (同八六)
- 信号符号を取り消した件 (同八七)
- 船舶国籍証書が無効となつた件 (同八八)
- 航路標識に関する件 (海上保安庁三〇～三八)
- 道路に関する件 (東北地方整備局一八)
- 道路に関する件 (北陸地方整備局九一)
- 道路に関する件 (近畿地方整備局二一～二七)
- 道路に関する件 (四国地方整備局四)
- 市の境界変更 (総務二七)
- 円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務三五)
- 債務救済措置 (債務免除方式) に関する件 (同三六)
- 日本国政府とミャンマー連邦共和国との間の書簡の交換に関する件 (同三六)

〔告示〕

〔国会事項〕

財務省組織規則の一部を改正する省令
財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)
の一部を次のように改正する。

別表第九岡山東の項中「阿津」を「阿津、泉田
二丁目六番・七番」十六号・七番三十二号に
「富浜町、豊成」を「富浜町」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年二月一日から施行す
る。

○厚生労働省令第八号

と畜場法(昭和二十八年法律百十四号)第六
条及び第九条、と畜場法施行令(昭和二十八年政
令第二百六十六号)第七条並びに牛海綿状脳症対策
特別措置法(平成十四年法律第七十号)第七条第
一項及び第二項の規定に基づき、と畜場法施行規
則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置
法施行規則の一部を改正する省令を次のように定
める。

平成二十五年二月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

と畜場法施行規則(昭和二十八年厚生省
令第四十四号)の一部を次のように改正する。

○改正する省令

(と畜場法施行規則の一部改正)

と畜場法施行規則(昭和二十八年厚生省
令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第七条第五号、第六
号及び第七号」を「第七条第六号、第七号及び
第八号」に改め、同項中第二十二号を第二十四
号とし、第十七号から第二十一号までを二号ず
つ繰り下げ、同項第十六号の中「別表第一に
掲げる部分」の下に「(牛については、別表第一に
掲げる部分と区分されていないその他の部分
を含む。以下同じ。)」を加え、同号を同項第十
八号とし、同項第十五号の中「(獸畜をときつし
た物であつて、枝肉以外のものをいう。以下同
じ。)」を削り、同号を同項第十七号とし、同項
中第十四号を第十六号とし、第十号から第十三
号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の
二号を加える。

十 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四
年法律第七十号)第七条第一項に規定する

厚生労働省令で定める年齢以上の牛(その
とたい(獸畜をときつした物であつて、枝
肉以外のものをいう。以下同じ。)、頭部、
枝肉及び内臓を含む。以下この号において
い)を加える。

同じ」と及びこれに該当しないことが確認でき
ない牛については、法第十四条第三項の
規定による伝達性海綿状脳症に係る検査が
終了するまでの間、その他の牛と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること
とする。

十一 月齢が三十月以下の牛(出生の年月日
から起算して三十月を経過した日までのもの
をいう。以下同じ。)の頭部(舌及び頸肉)
を除く。以下この条において同じ。)及び脊
髓並びにこれらを含むもの(以下「頭部等」と
いう。)を食用に供する場合には、当該牛
の頭部等については、ときり、解体及び保
管の各段階で、その他の牛(月齢が三十月
を超える牛(出生の年月日から起算して三
十月を経過した日の翌日以後のものをい
う。以下同じ。)及び月齢が三十月以下であ
る)ことが確認できない牛をいう。以下同
じ。)の頭部等と工程、表示等により区分し
て衛生的に管理すること。

第三条第二項中「前項第二十二号口」を「前
項第二十四号口」に改め、同条第三項中「第一
項第十六号イ」を「第一項第十八号イ」に改め、
「(平成十四年法律第七十号)」を削る。

第七条第一項第三号中「せき臓」を「脊髓」
に改め、同項第五号中の次に次のように加え
る。

へ 月齢が三十月以下の牛の頭部(舌及び
頸肉を除く。以下この条において同じ。)
を食用に供するものとして処理を行つ場
合には、その他の牛の頭部による汚染を
防ぐよう区分して処理すること。

第七条第一項中第十六号を第十七号とし、第
十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の
二号を加える。

十五 月齢が三十月以下の牛の頭部等を食用
に供する場合には、当該牛の頭部等を食用
する場合には、とさつ、解体及び保管の各段階で、
区分して保管すること。

第十条第四号中「年令」を「年齢」に改める。
その他の牛の頭部等と工程、表示等により
区分して保管すること。

○告 示

○総務省告示第二十七号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第
七条第一項の規定に基づき、岩手県花巻市と北上
市との境界を次のとおり変更する旨、岩手県知事
から届出があったので、同条第七項の規定に基づ
き、告示する。

番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝
達に関する特別措置法(平成十五年法律第七十
二号)第二条第一項に規定するものをいう。)を
加え、同条第二項第三号中「獸畜」の下に「牛
を除く。」を加え、「年令」を「年齢」に改め、「特
徴」の下に「並びに牛にあつては、性別、月齢、
出生の年月日及び特徴」を加える。

別表第一中「牛の頭部(舌及び頸肉を除く。)
せき臓及び回腸(盲腸との接続部分から二メー
トルまでの部分に限る。)」を「牛の扁桃及び回
腸(盲腸との接続部分から二メートルまでの部
分に限る。)並びに月齢が三十月を超える牛の頭
部(舌、頸肉及び扁桃を除く。)及び脊髓」に、
「せき臓」を「脊髓」に改める。

(厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法
施行規則の一部改正)

第二条 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措
置法施行規則(平成十四年厚生労働省令第八十
九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「二十一月」を「三十月(ただし、
出生の年月日から起算して三十月を経過した日
を除く。)」に改める。

第二条中「牛の頭部(舌及び頸肉を除く。)
せき臓及び回腸(盲腸との接続部分から二メー
トルまでの部分に限る。)」を「牛の扁桃及び回
腸(盲腸との接続部分から二メートルまでの部
分に限る。)並びに月齢が三十月を超える牛(出
生の年月日から起算して三十月を経過した日の
翌日以後のものをいう。)の頭部(舌、頸肉及び
扁桃を除く。)及び脊髓」に改める。

○外務省告示第三十五号
平成二十五年一月十五日にネーピームーで、円
借款の供与に関する次の書簡の交換がミャンマー
連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十五年二月一日

外務大臣 岸田 文雄

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啟上いたします。本使は、ミャン
マー連邦共和国の經濟の安定及び開発努力を促進
するために供与される日本国との借款に関して日本
国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代
表者との間で最近到達した次の了解を確認する光
榮を有します。

1 千九百八十八億八千百七十七万三千三百三十一
円(一九八、八八一、一七三、三三一円)の額
までの円貨による借款(以下「借款」という。)
が、日本国政府とミャンマー連邦共和国政府に
より共同で準備された社会經濟開発支援計画
(以下「計画」という。)の下でのミャンマー連
邦共和国政府の努力を支援することを目的とし
て、二千二年四月二十一日付けの「日本・ミャ
ンマー首脳会談に関する共同プレスステートメ
ント」に照らし、独立行政法人国際協力機構(以
下「JICA」という。)により、日本国との関係
法令に従つて、ミャンマー連邦共和国政府に供
与される」とたる。

右の処分は、平成二十五年四月一日からその効
力を生ずるものとする。

平成二十五年二月一日

総務大臣 新藤 義孝

○厚生労働省告示第十三号
厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養
(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号) 第一
条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定め
る先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省
告示第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
平成二十五年二月一日

厚生労働大臣 田村 慶久

第二第二十二号口(1)(2)中「神経内科専門医」の
下に「精神科専門医(社団法人日本精神神経學
会(昭和二十一年七月十日に社団法人日本精神神
経学会という名称で設立された法人をいう)が認
定したものとし。」を加える。

第二第二十一号口(1)(3)中「有する」を「有し、
かつ、当該療養を主として実施する医師若しくは
補助を行ふ医師として七例以上の症例を実施して
おり、そのうち当該療養を主として実施する医師
として二例以上の症例を実施していること又は當
該療養について一年以上の経験を有し、かつ、當
該療養を主として実施する医師若しくは補助を行
う医師として十例以上の症例を実施しており、そ
れぞれの医師が該療養について一年以上の経験を有
する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。
○農林水産省告示第四百二十三号
野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第二百三
〇平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十五
定産地を指定した件)の一部を次のように改正し、
する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。
平成二十五年一月一日

表四三陸の項を削る。

表五山武の項中「並びに」を「大網白里市及び
南の項中「牟岐町及び」を削る。

表七山武の項中「山武市」の下に「大網白里市」
表十一山武の項中「山武市」の下に「大網白里市」
表十三玉名の項中「熊本県」の下に「荒尾市」
表十四玉名の項中「熊本県」の下に「荒尾市」
表二十九和田の項を次のように改める。

○厚生労働省告示第十三号
厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養
(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号) 第一
条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定め
る先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省
告示第百二十九号)の一部を次のように改正する。
平成二十五年二月一日

のうち当該療養を主として実施する医師として二例以上の症例を実施している」に改め、同号(1)

④を次のように改める。
○厚生労働省告示第十四号
　(4)削除
　食品衛生法(昭和二十一年法律第一四二三十三号)
　第十一一条第一項及び第十八条第一項の規定に基づき、食品添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次のように改正

表二十一山武の項中「山武市」の下に「大網白里市」を加え、「大網白里町」を削る。
表二十二びほくの項を削る。
○農林水産省告示第四百二十四号
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(平成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七号)を次のように変更したので、同法第四条第五項及

表五山武の項中 「牟岐町及び」を削る。	表七山武の項中「山武市」の下に「大網白里市」を加える。	表十一山武の項中「山武市」の下に「大網白里市」を加える。	表十三玉名の項中「熊本県」の下に「荒尾市」を加える。
表二十九和田の項を次のように改める。	表二十四玉名の項中「熊本県」の下に「荒尾市」を加える。	表二十九和田の項を次のように改める。	表二十九和田の項を次のように改める。
十和田おひらせ	青森県十和田市並びに上北郡七戸町のうち田七戸町の区域及び東北町のう	ち旧上北町の区域	ち旧上北町の区域
表二十九和田の項を次のように改める。	表二十九和田の項を次のように改める。	表二十九和田の項を次のように改める。	表二十九和田の項を次のように改める。
北秋鹿角	秋田県大館市、鹿角市、北秋田市及び鹿角郡	秋田県大館市、鹿角市、北秋田市及び鹿角郡	秋田県大館市、鹿角市、北秋田市及び鹿角郡

平成二十五年二月一日
特許庁長官 深野 弘行
第一号中「十八万八千七百円」を「二十万六千
七百円」に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行
する。

この告示による改正後の規定は、この告示の
施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係
る手数料について適用し、同日前に特許庁が受
理した国際出願に係る手数料については、なお
従前の例による。

規定に基づき、意思決定における農林漁業者又は法第3条第1項の農林漁業者等の総株主又は総社員の議決権の過半数を有していることと併せて、主導的な役割を果たし得るものとして、規則第1条の規定による取扱いとする。前項の規定により、当該要件を満たすことは困難である場合において、当該要件を満たすことが十分に予測難い場合は、証する書面によりその理由が明らかにされている場合、
○特許庁判断標準
特許権力係続に期てて国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第百二十号)第七十八条の三の規定に期てて、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第一号(特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のよう改正する。

平成二十一年二月一日
特許庁長官 深野 弘行
第二号を次のように改める。
二 本邦通貨の金額